

令和7年度分の格付け制度における等級区分・発注標準金額

令和7年度分の格付け対象となっている建設業種について、業種別の等級区分及び発注標準金額を下記のとおり設定しましたのでお知らせいたします。

令和7年6月中旬以降の入札公告から適用予定です。

（各事業者様への格付け等級決定通知書は、令和7年5月27日以降に発送予定です）

【ご注意】

- ※1 全業種の見直しを行いました。見直しの結果、変更の無いものもあります。
- ※2 以下の基準は、入札参加条件に格付け等級を設定する工事案件における基準です。工事の性質等により、格付け基準により難しい場合は、当該基準によらない発注となることがあります。
- ※3 令和7年度の発注状況により、発注標準金額区分によらない発注となる場合があります。
- ※4 格付け基準は毎年度見直します。見直した結果、前年度と同様の基準となる場合もあります。

令和6年度分			
業種	等級	総合点数	発注標準金額
土木一式	A	920 点以上	すべて
	B	820 点以上	4,500 万円未満
	C	670 点以上	3,000 万円未満
	D	300 点以上	1,500 万円未満
建築一式	A	700 点以上	すべて
	B	300 点以上	4,500 万円未満
電気	A	770 点以上	すべて
	B	300 点以上	2,500 万円未満
管	A	690 点以上	すべて
	B	300 点以上	3,000 万円未満
舗装	A	890 点以上	すべて
	B	810 点以上	5,500 万円未満
	C	660 点以上	3,500 万円未満
	D	300 点以上	1,500 万円未満
塗装	A	660 点以上	すべて
	B	300 点以上	1,000 万円未満
造園	A	660 点以上	すべて
	B	300 点以上	1,000 万円未満
水道施設	A	660 点以上	すべて
	B	300 点以上	8,000 万円未満



令和7年度分			
業種	等級	総合点数	発注標準金額
土木一式	A	920 点以上	すべて
	B	810 点以上	4,500 万円未満
	C	670 点以上	3,000 万円未満
	D	300 点以上	1,500 万円未満
建築一式	A	710 点以上	すべて
	B	300 点以上	4,500 万円未満
電気	A	780 点以上	すべて
	B	300 点以上	2,500 万円未満
管	A	670 点以上	すべて
	B	300 点以上	3,000 万円未満
舗装	A	890 点以上	すべて
	B	800 点以上	5,000 万円未満
	C	660 点以上	3,000 万円未満
	D	300 点以上	1,500 万円未満
塗装	A	670 点以上	すべて
	B	300 点以上	1,000 万円未満
造園	A	660 点以上	すべて
	B	300 点以上	1,000 万円未満
水道施設	A	670 点以上	すべて
	B	300 点以上	8,000 万円未満

※発注標準金額は税抜きです。